

# 調 達 公 告

物品調達に係る制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。  
本入札への参加を希望する者は、次に定める事項を承知のうえ、応募すること。

令和4年9月7日

社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理 事 長 中 山 貴 雄

## 1 【調達内容】

デスクトップパソコン	5台	} 計10台（別紙仕様書のとおり）
液晶ディスプレイ	5台	

## 2 【入札参加資格】

以下の（１）、（２）、（３）のいずれの条件も満たす者を入札参加資格者とする。

（１）以下のいずれかの条件を満たす者

①鳥取県競争入札参加資格名簿（物品の販売／文具・事務用機器類／事務・OA機器）  
に登録のある者

②米子市又は鳥取県内の自治体から①に準ずる資格を発行されている者

（２）この公告の公開日から入札日までの間に鳥取県、米子市又は鳥取県内の自治体から  
入札参加資格者指名停止措置を受けていない者であること。

（３）鳥取県内に本店又は支店（営業所等含む）を有している者であること。

## 3 【事前提出物】

入札への参加を希望する者は、次の書類を令和4年9月14日（水）17時までに5の  
（２）の場所に、ファクシミリ又は郵送もしくは持参により各1部提出すること。なお、  
提出者には、9月16日（金）17時までに受付票（入札参加申込書に受付印を押印した  
もの）を送付するので、届かない場合は連絡すること。

（１）入札参加申込書（様式第1号）

（２）2の（１）を証するもの（鳥取県競争入札参加資格名簿に登録のある者は不要）

（３）入札予定物品仕様比較表（様式第1号別紙）

## 4 【仕様等に関する問い合わせ】

仕様等に関する問い合わせは、別紙質問票（様式第2号）により令和4年9月16日  
（金）17時までにファクシミリで提出すること。

回答は、質問者へ随時回答するとともに、9月20日（火）17時までに鳥取県厚生事  
業団のホームページ上に回答する。

## 5【入札等】

### (1) 入札日時

日時：令和4年9月28日（水） 11時15分 即時開札

場所：米子市皆生新田二丁目3-1 皆生みどり苑

### (2) 入札及び契約の手続に関する問合せ先

鳥取市伏野2259番地43

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局（担当：山本）

電話 0857-59-6033 FAX 0857-59-6055

## 6【入札条件】

(1) 入札書には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

(2) 入札書は、様式第3号を使用すること。

(3) 入札書の宛先は、「鳥取県厚生事業団理事長 中山貴雄」とすること。

(4) 郵便又は信書便による入札は認めない。

(5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入したときはこれに押印しなければならない。ただし、金額は、これを改めることはできない。

(7) 再度入札は、初回を含めて3回までとする。

(8) 再度入札を行う場合において、前回の最低入札額以上の入札額を記載した者は失格とする。

## 7【無効条件】

(1) 入札参加資格のない者の入札

(2) 2の書類を提出していない者の入札

(3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、委任状（様式第4号）を提出していない入札。なお、委任状の提出は入札当日とする。

(4) 記名押印のない入札

(5) 指定品番以外の銘柄・規格又は仕様を満たしていない物品等での入札

(6) 入札に際し不正の行為があった者の入札

(7) その他入札条件に違反した入札

## 8【その他の注意事項】

(1) 入札は、本入札に係る契約締結権限を有している者が行うこと。代理人に行わせようとする場合においては、当該権限を有している者が作成した委任状を提出すること。

（必ずしも本社の社長等が入札を行ったり、委任状を作成する必要はなく、支店長等が入札したり、委任状を作成しても差し支えない。）

(2) 入札書の提出後、仕様書等の内容の不明確を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札終了後、落札者が免税業者の場合は、免税業者である旨を記載した届出書を提出すること。

(4) 入札終了後、落札者は速やかに内訳書を提出すること。

- (5) 入札終了後、入札者、入札金額、落札者等を鳥取県厚生事業団ホームページ上で公表する。
- (6) この入札は、鳥取県及び米子市の「地域医療介護総合確保基金事業補助金」を財源として執行するものであるため、物品納入後、鳥取県及び米子市が行う検査に立会を求めることがある。

## 9【落札者の決定方法】

この物品売買を履行することができるかと判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 10【保証金の納付】

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

請負代金が100万円以上の売買については、契約の締結と同時に売買代金の額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、過去5年間に地方公共団体等又は当法人において、同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、この限りではない。(この場合、契約実績を証明する書類の提出を求めることがある。)

- 一 契約の保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 金融機関又は保証事業会社の保証
- 四 履行保証保険契約の締結

# 仕 様 書

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

## 1 購入物品等の名称及び数量

- |             |    |
|-------------|----|
| ①デスクトップパソコン | 5台 |
| ②液晶ディスプレイ   | 5台 |

## 2 仕様の詳細

別紙のとおり

## 3 納入場所

米子市皆生新田二丁目3-1 皆生みどり苑

なお、納入場所の詳細な設置箇所については、別途指示する。

## 4 納入期限

令和5年2月28日（火）

## 5 一般事項

### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者（以下「事業団」という。）の承認を得た場合は、この限りではない。

### (2) 資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を事業団に返還し、又は事業団の指示に従った処置を行うものとする。

### (3) かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合における受注者の責任は、本業務の検査完了日から15か月以内に請求があった場合に限る。

### (4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、事業団がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、事業団は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

### (5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し事業団又は第三者に損害を与

えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらの蓄積、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することがないように努めなければならない。また、受託業務を処理するために知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。(8)の規定により受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合も同様とする。

(8) 再委託の禁止

ア 受注者は、事業団の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 事業団は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本契約にかかる契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

(9) 調査等

事業団は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 完了報告及び検査

受注者は、納入を完了したときは、速やかに納入完了報告書を事業団に提出し、事業団の検査を受けるものとする。

(11) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(12) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法第6条に定めるとおりとする。

(13) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、事業団と受注者とが協議して定めるものとする。

## 1 利用形態及び機種選定条件

Microsoft Windows 10 Proが動作する国際標準のAT互換機

## 2 ハードウェア

以下の（１）については、設計、開発、製造を日本国内で行っているメーカー（富士通、NEC、東芝等の国内メーカー）に限る。

## （１）デスクトップPC：5台

項目	内容
本体	省スペースに配慮し、縦置きできること。
OS	Microsoft Windows 10 Pro (64bit) 【Microsoft Windows 11 Pro ダウングレード】
ソフトウェア	Microsoft Office Personal 2021
CPU	インテルCore i5-10505プロセッサ以上 第10世代プロセッサ
メモリ	16GB以上
記憶装置容量	SSD 256GB以上
DVDドライブ	DVD-ROM（スーパーマルチ可）。本体内蔵。
キーボード	109日本語キーボード又は108日本語キーボード
マウス	光学式USBマウス
ネットワーク	有線LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠と同等以上のもの。 Microsoft Windows 10 Pro対応、本体内蔵。
USB	4個以上（うちUSB 3.2×3個以上）
外部ディスプレイコネクタ	HDMI又はDisplayPort×1
省エネルギー対応等	国際エネルギースタープログラム又はグリーン購入法の基準の適合
その他	①SSD内の領域を区切る方法については、事業団から契約締結後別途指示するのとおりとすること。 ②OSについては、バージョン21H1以上でOSビルドは最新のものにアップデートされていることとし、サービスパックについても導入時点で最新のものを導入すること。

## （２）液晶ディスプレイ：5台

項目	内容
サイズ	23.8型
液晶パネル方式	TFT 23.8型ワイドLED/ADS/非光沢
表示色	1677万色

解像度	1920×1080
輝度	250cd/m <sup>2</sup>
コントラスト比	1000:1
入力端子	HDMI又はDisplayPort+アナログRGB
スピーカー	1W+1W(ステレオ)
ケーブル	HDMIケーブル(1.5m以上)、電源コード
その他	(1)のデスクトップPCで使用できるものであること。また、使用にあたり必要なものを付属すること。

### 3 設定・導入等作業

端末を利用できるよう次の設定を行うこと。

- ①指定された施設にパソコン等を搬入し、ネットワーク及びユーザー権限等の設定を行うこと。なお、設定の際に、事業団が提供及び指定する情報は以下のとおりとする。  
パソコン設置場所、パソコン使用予定者名、ワークグループ名、IPアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、優先DNSサーバアドレス、代替DNSサーバアドレス、コンピュータ名、Administratorパスワード、利用者ログインID、利用者ログインパスワード
- ②Microsoft Officeは納品時点で最新のサービスパック等で導入すること。
- ③漢字変換システムはMicrosoft IMEを標準とすること。
- ④使用場所に設置の既存プリンター及び複合機から印刷できるように設定すること。
- ⑤ゲームソフト(Windows標準含む。)は、全てアンインストールした上で納品すること。
- ⑥導入するパソコン全てに、事業団がライセンスを保有するウィルス対策ソフト(Canon ESET Endpoint Protection Standard)を導入すること。
- ⑦Adobe社のAcrobat Reader DCの最新版をインストールすること。
- ⑧ハード、OS及び各ソフトウェアに付属する取扱説明書は、PDF等のファイルにしてパソコンのSSDドライブに格納するなど、可能な限りペーパーレスに努めること。
- ⑨Windows 10 ProのWindows Update自動更新を有効に設定すること。
- ⑩メーカー標準のリカバリディスクを付属すること。もしくは、リカバリディスク又はリカバリ用USBメモリを作成し付属すること。
- ⑪導入、設定及び登録等の詳細な内容については、事業団の指示において行うこと。

送付先:FAX0857-59-6055(鳥取県厚生事業団行き)

(様式第1号)

## 入札参加申込書

社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理事長 中山 貴雄 様

案件名称:物品調達「デスクトップパソコン・液晶ディスプレイ」に係る制限付一般競争入札

(1)当社は、鳥取県競争入札参加資格(米子市又はその他鳥取県内の自治体のこれに準ずる資格)を有するとともに、その業種区分【物品の販売(文具・事務用機器類/事務・OA機器)】に登録されている者であります。

※鳥取県競争入札参加資格以外の場合は、資格を証する書類を添付してください。

(2)当社は、この入札に係る公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県、米子市又はその他鳥取県内の自治体から指名停止措置を受けていません。  
また、この入札の開札日(再度入札(見積り)を含む。)までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

(3)鳥取県内に本店又は支店(営業所等含む)を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約し、制限付き一般競争入札への参加を申し込みます。

※別紙「入札予定物品仕様比較表」を添付してください。

令和4年9月 日

住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名

印

(作成責任者)  
所属・職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ  
電子メールアドレス

受付欄

※本書は、令和4年9月14日(水)17時までに提出してください。  
なお、提出された方には、9月16日(金)17時までに受付印を押印した本書を送付しますので、届かない場合はご連絡ください。  
※必要に応じて、上記の内容について問い合わせ、あるいは内容を証明する書類等の提出を求められることがあります。



入札予定物品 仕様比較表

会社名		入札予定物品	最低条件
デスクトップパソコン	項目	入札予定物品	最低条件
	メーカー		富士通、NEC、東芝等国内メーカー
	型番		
	CPU		インテルCorei5 10505プロセッサ以上
	メモリ		16GB以上
	記憶装置容量		SSD256GB以上
	光学ドライブ		本体内蔵、DVD-ROM(スーパーマールチ可)
	ネットワーク		有線LANポート内蔵
	USB		4個以上(うちUSB3. 2×3個以上)
	外部ディスプレイコネクタ		HDMI又はDisplayPort
	リカバリディスク		メーカー標準付属又は作成
	メーカー		
ディスプレイ	型番		
	サイズ		23. 8型(指定)
	入力端子		HDMI又はDisplayPort+アナログRGB
	スピーカー		1W+1W(ステレオ)

※実際に入札する物品が本書と相違していても差し支えありません。ただし、メーカーやCPUを変更する場合は、事前にご連絡ください。  
 ※本書記載事項以外についても、仕様書で詳細をご確認ください。

送付先：FAX0857-59-6055（鳥取県厚生事業団行き）

様式第2号

質 問 書	
件 名	物品調達・デスクトップパソコン及び液晶ディスプレイ
質問者名	会 社 名： 代 表 者 名： 連 絡 先： FAX E-mail 質 問 者
入札予定日	令和4年9月28日（水）
提出年月日	令和 年 月 日（ ）
質問事項	

様式第3号

## 入札書(第 回)

社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理事長 中山 貴雄 様

仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 4年 9月28日

入札者

会社所在地

会社名

代表者又は代理人氏名

印

(役職名

)

品目	デスクトップパソコン、液晶ディスプレイ
数量	各5台
入札金額	金 円(税込み)

備考 入札金額は、算用数字で記載すること。

消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

代理人が入札者である場合は、入札者の欄は必ず代理人の氏名を記名押印すること。

# 委任状

社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理事長 中山 貴雄 様

委任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、社会福祉法人鳥取県厚生事業団との間における「物品調達・デスクトップパソコン及び液晶ディスプレイに係る制限付一般競争入札」の下記の一切の権限を委任します。

記

委任事項

- 1 入札に関する一切の権限

受任者  
役 職 名  
氏 名

受任者の使用する印鑑  
(入札には当該印鑑を持参してください)

